

1 はじめに

本要領は、「群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱」に基づき、支援金を支給する際の必要な事項を定めるものである。

2 支援金支給の概要

(1) 目的

物価高騰によりエネルギー価格高騰の影響を受けている群馬県内のLPガス利用者の負担軽減を図ることを目的にLPガス料金の値引きに必要な支援金の支給を実施するものである。

(2) 支給対象事業

(3)の支給対象事業者が、群馬県内のLPガス一般消費者等に対して、令和5年8月(9月検針分)と同年9月(10月検針分)のLPガス料金に対して、値引きを行う事業とする。

※一般消費者等とは

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第2条第2項に規定する一般消費者等のうち、体積販売により群馬県内でLPガスの供給を受けている者をいう。

(対象とならないもの)

- ・質量販売による供給先
- ・高圧ガス保安法に基づくLPガスの供給先
- ・国及び地方自治体の事務を執行するための庁舎(国庁舎・県庁舎など)

※小中学校、体育館、公民館は対象とします。

(3) 支給対象事業者

支援金の支給対象事業者は、以下の群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条の条件をすべて満たすこと。

ア 一般消費者等に対して、LPガス料金に係る令和5年8月料金（9月検針分）から同年9月料金（10月検針分）の期間に値引きを行うこと。

イ 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

ウ 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

エ 次の申立てがなされていないこと。

- ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

- ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

- ・債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

オ 県税その他の租税を滞納していないこと。

カ 群馬県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

ク 群馬県LPガス利用者負担軽減事業による支援金の支給を受けていないこと。

ケ 関係法令や基準等を遵守していること。

コ 要綱別表に掲げる者でないこと。

(4) 支援対象経費及び支援金額

支援対象経費	支援金額
値引き原資	2,200 円（税抜き）×一般消費者等数 （各一般消費者数 1 回限り。上限 2,200 円）
実施のための経費支援	1 事業者あたり 一律 20,000 円 ※対象経費：人件費等のもの。

(5) LP ガス料金値引き方法

令和 5 年 8 月と同年 9 月の LP ガス料金に、一般消費者等数 1 件あたり 2,200 円の値引きを行う。8 月料金が 2,200 円未満の場合は、9 月の料金と合計することも可能である。なお、必ず税抜額から値引きをしてください。

(例) 7,000 円（元値（税抜））－2,200 円（値引き）＝4,800 円（税抜）

消費税 480 円

請求額 5,280 円（税込）

(6) 値引きの明示

一般消費者等に対して、検針票や請求書等により、群馬県の支援金事業で値引きを行った旨と値引き額を記載するとともに、その写しなど値引きの事実を証する書類等を令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで保管してください。

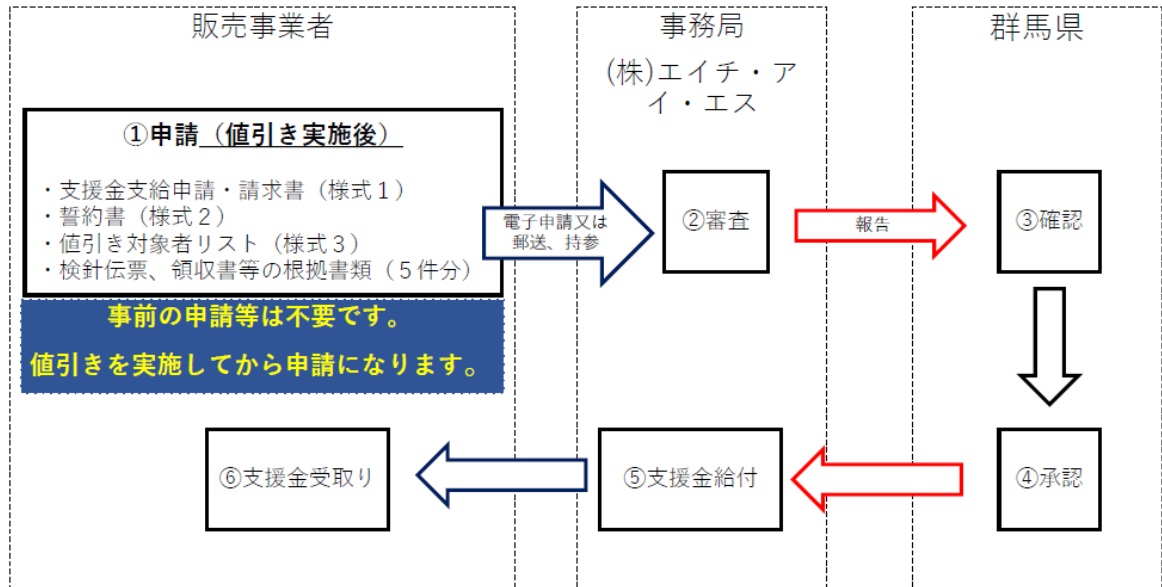
記載方法は、ボールペン及びスタンプでの記載は問いません。

なお、検針票や請求書等以外に別紙による配布は認めませんのでご注意ください。

(例) 群馬県の支援金事業により 2,200 円値引きしました。

3 支給の手続きについて

主な手続きの流れ



本事業に係る事務局を下記事業者に委託していますので、提出書類に係る内容確認等
など下記事業者から連絡がいくことがあるので御承知ください。

【事務局】群馬県LPガス支援事務局
事業者名 株式会社エイチ・アイ・エス
住 所 前橋市南町3-9-5 大同生命ビル8階
リライアブル前橋BPOセンター内
電 話 0120-409-712

(1) 支援金支給申請・請求書の提出

ア 提出書類

- ・ 支援金支給申請・請求書 (要綱様式第1号)
- ・ 誓約書 (様式第2号)
- ・ 値引き対象者リスト (様式第3号)
- ・ 上記リストの中から5件分の請求書の写し
- ・ 通帳のコピー

様式ダウンロード方法 URL <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/QR>

イ 受付期間

令和5年9月1日（金）から令和5年11月6日（月曜日）必着

ウ 提出方法

①オンライン申請

オンライン申請方法 <https://jimukyoku.site/gunma/lpgasshien/QR>

②郵送又は持参

下記エあて

エ 提出先及び問い合わせ先

事業者 群馬県LPガス支援事務局

住 所 前橋市南町3-9-5 大同生命ビル8階

リライアブル群馬BPOセンター内

電 話 0120-409-712

受付時間

コールセンター 午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

持参時の受付 午前9時から午後4時30分

(2) 支援金の支払い

支援金支給申請・請求書の内容が適当と認められた事業者に対し、様式第1号で記載された指定口座に所要額を支給する。

(3) 様式及び記載例

「6 提出書類」による。

4 書類の保管

本事業に係る関係書類（検針票、請求書等）は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金）を活用していることから、**事業終了後5年間（令和10年度末まで）**は保管しなければならない。また、保管期間中は、県から求めがあった場合は、いつでも閲覧させ、LPガス販売事業を廃止した場合でも、同様に対応しなければならない。

5 注意事項

- (1) 本事業は、LPガス一般消費者等の負担軽減を目的としたものであるため、本事業の実施に合わせて恣意的に値上げを行うなど、本事業の目的を逸脱した行為は認めない。
- (2) 本事業に関する全ての提出書類は、如何なる理由があっても虚偽記載をすることは認めない。
- (3) 県又は本事業の受託事業者から書類の提出や補正指示があった場合、速やかに対応すること。適切な対応がない場合は、要綱第7条の規定に基づき、支援金支給決定の取り消しを行うことがあるので、注意すること。
- (4) 本事業に基づく、値引き対象月以外で値引きを実施した場合、支援金支給の対象としない。
- (5) 虚偽、その他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合は、当該事業者に対して、県による現地調査を行う場合があり、当該調査に誠実に対応しなければならない。
- (6) 本要領に記載のない事項については、県又は受託事業者の指示に従うものとする。
- (7) 同一の月に他の自治体の事業も活用して、LPガス料金を値引きする場合に、県と当該自治体の支援金の合計額に満たない場合は、事前に県（事務局）相談すること。

6 提出書類

様式1号（第6条関係）

令和 年 月 日

群馬県知事 殿

(支援事業者) 住所
氏名 法人にあっては
名称及び代表者の氏名

令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいので、群馬県LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、必要書類を添えて、次のとおり支援金の支給を申請します。

支援対象月	令和5年8月（9月検針分）・令和5年9月（10月検針分）
請求額	金 円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所			<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
フリガナ					
口座名義					

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 振込口座の確認できる通帳のコピーを添付してください。

<<群馬県記入欄>> ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

【記入例】

様式1号（第6条関係）

令和5年10月5日

群馬県知事 殿

(支援事業者) 住所 前橋市●●町●●-●●
氏名 株式会社●●●

令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給申請・請求書

令和5年度群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金の支給を受けたいの
LPガス料金負担軽減事業支援金交付要綱第6条により、必要書類を添えて、
金の支給を申請します。

料金値引きを実施した
対象月に○をつける。

支援対象月	令和5年8月（9月検針分）・令和5年9月（10月検針分）
請求額	金●●●●●●●●円

<振込先>

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード	種目	口座番号（右詰めで記入）
<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 労働金庫	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所	1 2 3 4	5 6 7	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	9 8 7 6 5 4 3
フリガナ	ホアン タロウ				
口座名義	保安 太郎				

※ 振込先の口座名義人は申請人と同一人であることとし、口座種別は、普通預金口座又は当座預金口座としてください。

※ 振込口座の確認できる通帳のコピーを添付してください。

<<群馬県記入欄>> ※申請者は記入しないでください。

受付日	支給額

様式第2号

誓約書

当社（私）は、群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和5年 月 日

事業者名

登録番号

住 所

代表者名

印

申請に係る担当者及び連絡先

【記入例】

様式第2号

誓約書

当社（私）は、群馬県LPガス利用者負担軽減事業支援金支給要綱第5条各号に係る条件全てに該当していることを誓約します。

なお、誓約に反した事実があった場合は、支援金支給決定の取り消し又は支援金の返還に速やかに応じることに同意します。

令和5年10月5日

事業者名 株式会社●●

登録番号 10A9999

住 所 前橋市●●町●—●

代表者名 保安 太郎 印

自署又は押印

申請に係る担当者及び連絡先

保安 次郎 027-●●●—●●●●

群馬県LPガス利用者負担軽減事業 値引き対象者リスト (様式第3号)

No.	対象消費者 (管理番号又は契約者名)	市町村名	値引き実施状況 (金額は全て税抜き価格で記入すること)					
			8月分 (9月検針分)			9月分 (10月検針分)		
			値引き前 (円)	値引き後 (円)	値引き額	値引き前 (円)	値引き後 (円)	値引き額
例1	群馬 太郎	前橋市	5000	2800	2200			0
例2	利根川 花子	前橋市	1500	1100	400	2000	1100	900
1					0			0
2					0			0
3					0			0
4					0			0
5					0			0
6					0			0
7					0			0
8					0			0
9					0			0
10					0			0
11					0			0
12					0			0
13					0			0
14					0			0
15					0			0